1) GPの付与基準

成績評価	秀 (90~100点)	優 (80~89点)	良 (70~79点)	可 (60~69点)	不可 (59点以下)
GP	4	3	2	1	0

2) GPAの計算式

GPAは、学期単位のGPA(学期GPA)と入学時から当該期までのGPA(通算GPA)に分かれ、 以下の各区分で定める方法により計算されます(小数点第3位以下は四捨五入)。

通算GPA=(在学全期間の履修登録科目のGP×当該科目の単位数)の総和 在学全期間の履修総単位数

3) GPAの算出対象科目

GPAを算出する授業科目は、5段階の成績評価によって成績を受けた卒業要件に算入される全ての科目です。

4)注意事項

履修確認までに履修取消の手続が行われた場合、その科目の単位数は履修取消として扱われるためGPAには算入されません。しかし、履修確認以降に履修放棄した科目は、科目のGPは0としてGPAに算入されます。

不合格科目を再履修し、合格評価を得た場合および再履修の結果再び不可であった場合のそれぞれ再履修前の不合格評価については、通算GPAには算入されませんが、学期GPAには算入されます。

欠席・遅刻など

1. 欠席・遅刻の連絡方法等について

授業を欠席する場合は、HPにある「欠席・遅刻連絡フォーム」で、利用上の注意点をよく確認の上、連絡してください。

P. 10の表「公認欠席(公欠)」「公認欠席(公欠)ではないが、届出・申し出が必要な欠席や遅刻」 に当てはまるものについては、欠席・遅刻連絡フォームでの入力に加えて書面による届け出が必要で す。必ず期日内に提出し、正式な手続きを完了してください。

ただし、事前に承認・許可が必要な欠席理由の場合は、「欠席・遅刻連絡フォーム」ではなく、事前に担当窓口で直接書面による申し出をし、許可を得てください。自分で判断しにくい場合は、学生課または教務課に相談してください。

●公認欠席(公欠)

理由	必要な証明	願・届出期日	担当窓口、 願·届出書提出先
学校保健安全法に定める感染症にかかり 医師の診断等により出席停止とされた場 合(※1)	感染症名と療養期間が記載された診断書等	再登校日より1週間以内	学生課
正課中・学内行事・通学中・部活動中の怪我(※2)	傷病名と療養期間が記載され た診断書等	再登校日より1週間以内	学生課
忌引き (※3)	葬儀の会葬礼状等	再登校日より1週間以内	学生課
課外活動(試合・公演・発表など)	大会等出場届、開催要項等	事前に申請	学生課
障がいや病弱等に関わる定期検診・通院 (※4)	通院時の病院領収書等	事前または再登校日より 1週間以内	学生課
炎害(※5)	罹災証明書	再登校日以降、証明書が 発行され次第速やかに	学生課
その他大学が認める特別な事情によるもの	大学の求める証明書	事前または再登校日より 1週間以内	学生課
就職および進学試験等	キャリア支援部の指示による	事前に申請	キャリア支援課
学外実習に関連する欠席の場合 (生活学科食物栄養専攻・幼児教育保育 学科)	_	事前に申請	各学科専攻の実 習担当教員

●公認欠席(公欠)ではないが、届け出・申し出が必要な欠席や遅刻

理由	必要な証明	届出期日	担当窓口· 届出書提出先
交通機関の障害による運休・遅延(※6)	公共交通機関の遅延証明書等	再登校日当日中	欠席・遅刻した 科目の担当教員 に申し出る
病気・負傷等、医師が就学に耐えられないと判断し、1週間以上欠席する場合	傷病名と療養期間が記載され た診断書等	再登校日より1週間以内	学生課
裁判員に選任され、裁判に参加する場合	裁判員候補者に対する呼出状	欠席日より1週間以内	学生課

- ※1 学校保健安全法施行規則第18条 学校において予防すべき感染症 第一種~第三種 (自身の疾病が対象となるか不明な場合は短大HPで確認、または保健室に問い合わせること)
- ※2 授業の出席に著しく困難を伴う場合で、軽症のものは含まない
- ※3 忌引きは葬儀の前後の欠席につき算出(日・祝含む)する 配偶者5日、父母・子5日、兄弟姉妹3日、祖父母3日、伯叔父母(おじ・おば)・曽祖父母1日
- ※4 特別支援教育委員会において、合理的配慮学生と認められている者を対象
- ※5 通学に著しく困難を伴う場合
- ※6 「学生便覧~学生生活履修編~」P. 27を参照

2. 各届出手続きの手順

1) 事前に申請・許可が必要な場合(学外実習に関連する欠席は3))



2) 再登校日以降に届出が必要な場合



3) 学外実習に関連する欠席の場合



4) 就職試験・進学試験等の場合



卒業・修了

1. 卒 業

本科を卒業するには、学科・専攻ごとに定められた所定の単位を修得する必要があります(12~35ページ)。なお、特別科目は卒業のための単位には含まれません。

2. 修 了

専攻科を修了するには、専攻ごとに定められた所定の単位を修得する必要があります(36~40~-ジ)。